

事 務 連 絡
平成19年8月23日

各都道府県水道行政担当部(局) 殿

厚生労働省健康局水道課

基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について

日頃より水道行政の推進については格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で、各都道府県宛て災害時の人工透析提供体制の確保について通知したところです。水道における地震等の災害対策については、水道施設の耐震化対策及び発災時の応急対策の両面から取り組みを計画的に推進するようお願いしているところですが、災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意が必要であり、貴管下水道事業者等に対する指導をお願いします。なお、厚生労働大臣認可水道事業者等に対しては、別途同様の連絡をしたことを申し添えます。

記

1. 基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に至る水道施設の耐震化の促進に努めること。
2. 関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ること。
3. 基幹病院等の重要給水施設に至る水道施設の耐震化については、国庫補助制度も活用し、計画的に整備が図られるよう指導されたい。なお、補助制度の活用にあたっては、事前に当課まで相談いただくよう周知をお願いしたい。